

財政健全化に係る最近の動き

平成27年7月7日

財政健全化計画等に関する建議(平成27年6月1日財政制度等審議会)(抄)

I. 「財政健全化計画」に向けた考え方

1. 財政健全化目標の達成への取組の現状

政府は、国・地方の基礎的財政収支(プライマリーバランス、以下PB)について、

①2015年度(平成27年度)までに2010年度(平成22年度)(▲6.6%)に比べ、赤字の対GDP比を半減(以下PB赤字半減目標)、

②2020年度(平成32年度)までに黒字化(以下PB黒字化目標)、

③その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げ

を目指す、との財政健全化目標を掲げ、その達成に向けた取組を進めている。

「プライマリーバランス」

税金・税外収入と、国債費(国債の元本返済や利子の支払いにあてられる費用)を除く歳出との収支

II. 各歳出分野における歳出改革の方針と具体的方策

1. 社会保障(抄)

(略)

引き続き、2020年度(平成32年度)に向けて、国民皆保険を維持するための制度改革に取り組み、経済雇用情勢の好転やこれまでの改革等の効果、医療の効率化の効果と相まって、今後5年間の社会保障関係費の伸びを、少なくとも「高齢化による伸び」に相当する伸び(年0.5兆円弱)の範囲内としていく必要がある。

社会保障関係費の伸びを「高齢化による伸び」に相当する範囲内にすれば、名目3%の経済成長の下で、社会保障費のうち借金で賄う財源不足の金額が拡散しない。すなわち、国民皆保険の維持、制度の持続可能性確保という観点からは、「高齢化による伸び」に相当する範囲内に伸びを抑制することは、経済再生による社会保障財源の増収とあわせ、社会保障における次世代への負担の先送りを拡大させないための最低条件である。

(略)

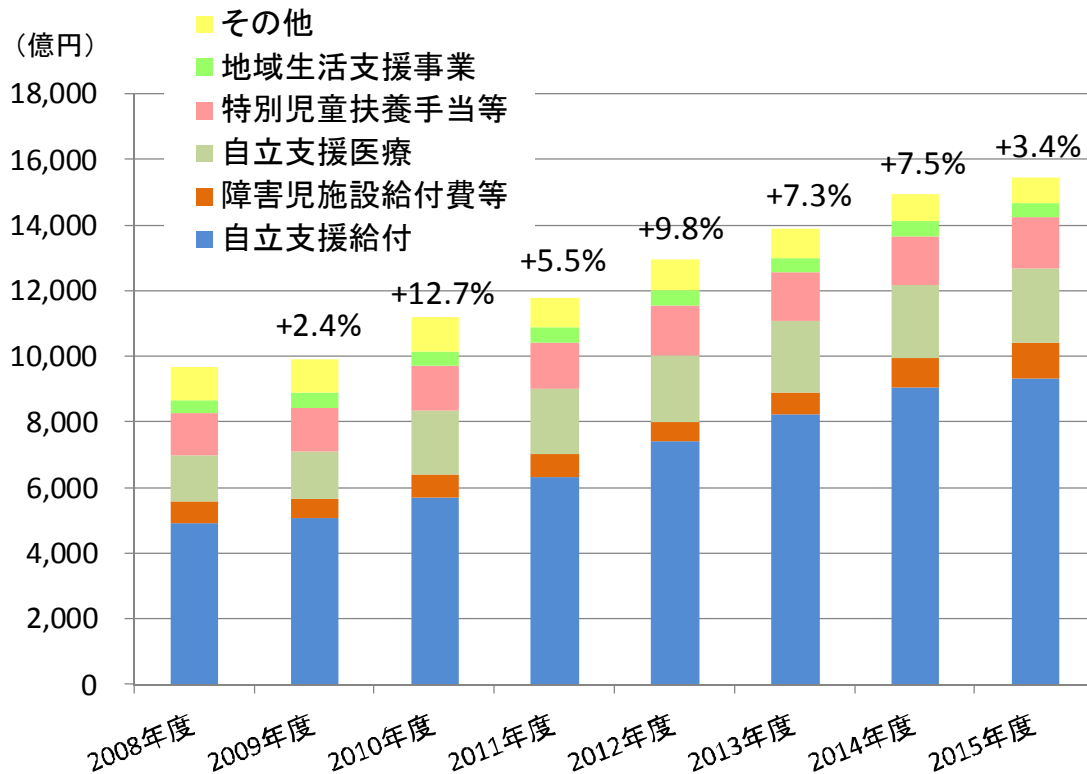
(3) 障害福祉(抄)

障害福祉については、今後もサービス需要の伸びが見込まれる中で、真に支援を必要とする者に必要な支援を確実に行き届かせるとともに、サービス提供を効率的なものとするにより、制度の持続可能性を確保していくことが重要である。

平成28年においては、障害福祉サービスの在り方等について、障害者総合支援法の施行後3年を目途とした見直しを行うこととされている。この見直しに当たっては、不合理な地域差の改善など執行面における適正化に加え、地域の実情に応じ効率的にサービスを提供する仕組みの活用など障害者の自立や就労を支援するための効率的なサービス提供の在り方、障害支援区分の導入対象サービスの拡大など必要となる支援の度合いに応じたサービス提供の在り方、制度を支える財源・利用者負担の在り方等について幅広く検討を行い、制度の持続可能性の確保を図るべきである。

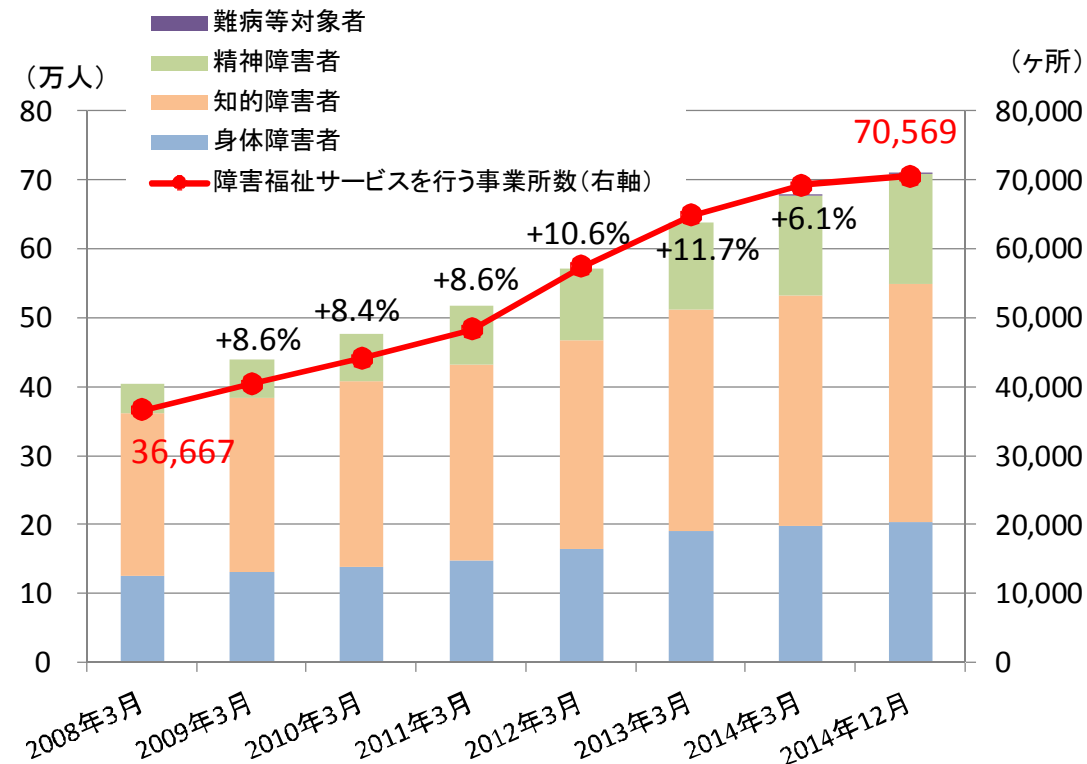
- 今後もサービス需要の伸びが見込まれる中で、真に支援を必要とする障害者に対し必要な支援を確実に行き届かせるとともに、サービス提供を効率的なものとすることにより、制度を持続可能なものとすることが重要。
- 2016（H28）年においては、障害福祉サービスの在り方等について、障害者総合支援法の施行後3年を目途とした見直しを行うこととされている。この見直しに当たっては、
 - ① 自立や就労を支援するための効率的なサービス提供の在り方
 - ② 必要な支援の度合いに応じたサービス提供の在り方
 - ③ 制度を支える財源・利用者負担の在り方
 等について、例えば次項以降に掲げる観点から幅広く検討を行い、必要な見直しを図るべきではないか。

<障害福祉関係予算額の推移>



(注) 一般会計計上分のみ。全て当初予算額。

<障害福祉サービス(自立支援給付)に係る実利用者数・事業所数の推移>



(注) 国保連データから作成。児童デイサービスを除く。事業所数は異なる障害福祉サービスを提供している者の重複を含む。

- 制度創設以降9年が経過し、これまで主にサービス量の拡充が図られてきたが、今後はサービスの質の向上も重要。例えば、都道府県等による事業所等に対する実地指導について、実施率が低いことから、全事業所等に対する実地指導を徹底するべきではないか。

(注) 厚生労働省は、施設は2年に1度、その他のサービス事業所は3年に1度、実地指導を行うよう自治体に対し通知している。

- 新たな判定式が導入された障害支援区分の判定結果を見ると、従来と比べ、全体としてより上位の(重度の)区分にシフトしており、総費用額の増大につながっていると考えられる。また、2次判定における上位区分への変更においても依然として大きな地域差が生じている。このため、新たな判定式の検証を行うとともに、不合理な地域差の改善を図るべきではないか。

(注) 2014(H26)年度より、障害程度区分から障害支援区分に変更が行われるとともに、新たな判定式を導入し、従来の2次判定結果により近い結果が1次判定において出る仕組みとした。

<実地指導実施率>

年度	施設		うち訪問系		うち日中活動系		うち就労・訓練系	
	施設	施設以外	うち訪問系	うち訪問系	うち日中活動系	うち日中活動系	うち就労・訓練系	うち就労・訓練系
2012年度	49.7%	19.4%	15.4%		27.7%		28.9%	
2013年度	40.6%	20.3%	17.1%		27.2%		28.6%	
2ヶ年間の実施率の低い都道府県	福岡県	6.7%	秋田県	0.0%	秋田県	0.0%	秋田県	0.0%
	三重県	13.2%	東京都	6.9%	山梨県	2.8%	三重県	9.5%
	山梨県	17.2%	三重県	9.7%	三重県	5.4%	東京都	13.1%
2ヶ年間の実施率の低い政令市・中核市	札幌市、新潟市、青森市、奈良市	0.0%	奈良市	2.9%	仙台市、富山市	0.0%	奈良市	3.1%
			富山市	4.7%	新潟市	0.0%	富山市	7.3%
			新潟市	5.0%	奈良市	2.7%	新潟市	7.9%

(出所) 厚生労働省「障害者支援施設等の指導監査の概況」等から作成

(注) 実地指導実施率とは実地指導先の数/指定事業所等の数。ただし、指定事業所等の数には、障害者を受け入れていない事業所も含まれる可能性があることに留意。なお、兵庫県は他県に比べ監査件数が多いため、2ヶ年間の実施率の低い都道府県からは除いている。

<障害支援区分の審査判定実績(2014年4~9月)>

期間	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	2次判定で上位に変更した割合
2012.10~2013.9	0.1%	6.8%	20.9%	21.8%	15.8%	13.9%	20.7%	34.9%
2013.10~2014.3	0.1%	7.0%	21.0%	21.3%	15.8%	14.9%	19.9%	34.5%
2014.4~9	0.0%	2.5%	19.2%	21.3%	18.8%	15.5%	22.7%	10.5%

(出所) 厚生労働省資料

(注) 2013.10~2014.3については、2014.3までに申請が行われ、2014.4以降に判定が行われたものを含む。

<2次判定における上位区分への変更割合(2014年4~9月)>

	全国平均	最小値	最大値	上位変更割合が高い主な市町村
身体障害	6.3%	2.3% (大分県)	14.3% (滋賀県)	大阪市(15.7%) 金沢市(14.6%) 東近江市(43.9%)
知的障害	11.1%	4.2% (長崎県)	21.1% (石川県)	大阪市(24.1%) 金沢市(39.1%) 東近江市(51.5%)
精神障害	14.7%	4.9% (青森県)	39.0% (奈良県)	大阪市(29.6%) 柏市(48.2%) 寝屋川市(83.3%)
合計	10.5%	5.2% (青森県)	21.8% (奈良県)	大阪市(23.1%) 金沢市(35.8%) 鹿嶋市(59.6%)

(出所) 厚生労働省資料から作成

(注) %は上位変更人数/認定人数の割合。主な市町村は、認定人数により市町村を規模別に分類した上で、最も上位変更割合が高い市町村を、認定人数の規模順に上から記載。

全体として重い区分にシフト

- 本来の趣旨に則ったサービス利用という観点から、例えば、「短期入所（ショートステイ）」について、1ヶ月間利用している者が事業所ベースで一定数見られることから、その要因分析やその結果に基づく制度改正等が必要ではないか。また、「生活介護」について、サービス利用者の「常時介護の必要性」の検証やその結果に基づく制度改正等が必要ではないか。

(注) 短期入所は、介護者の疾病等のため障害者を短期に受け入れるサービス。稼働率が低いこと等から、報酬単価は施設入所支援に比べ高めに設定。生活介護は、常時介護が必要な者に対し、入浴等の介護や生産活動の機会の提供等を行うサービス。日中サービス系の中でも、高い報酬単価が設定されている。対象者は障害支援区分3以上などに限定。

- 今後も、介護者の高齢化等により、障害福祉サービス等の需要は伸びると考えられるため、真に支援を必要とする障害者に対し必要な支援を行き届かせる観点から、以下を検討すべきではないか。
 - ① 居宅介護のうち「家事援助」（掃除や調理・配膳等）について、介護保険における「訪問介護」に係る議論等も踏まえつつ、必要性に応じた給付の在り方の見直し（軽度の障害者の「家事援助」の利用割合は8割超）
 - ② 障害者の地域生活を推進するため、インフォーマルサービス（制度等に基づかない形でNPO等により提供されるサービス）の利用等を進めつつ、一部のサービスについて地域の実情に応じ効率的にサービスを提供する枠組み（地域生活支援事業）の活用
 - ③ 支援を必要とする度合に応じてサービスが提供される仕組みへの見直し（就労支援のサービスやグループホームなど、障害支援区分の認定が必要ないか、支援区分が「非該当」であっても利用が可能なサービスの見直しや、障害支援区分等に応じた利用限度額の導入等）
 - ④ 通所サービス利用者に対する食費負担軽減措置の見直し（自立支援法施行時に経過的に導入。通所サービスを利用しない障害者（施設入所者を除く）や、介護・医療の通所・通院では食費補助はない）を含む利用者負担の在り方の見直し

<短期入所における利用日数別の事業所分布>

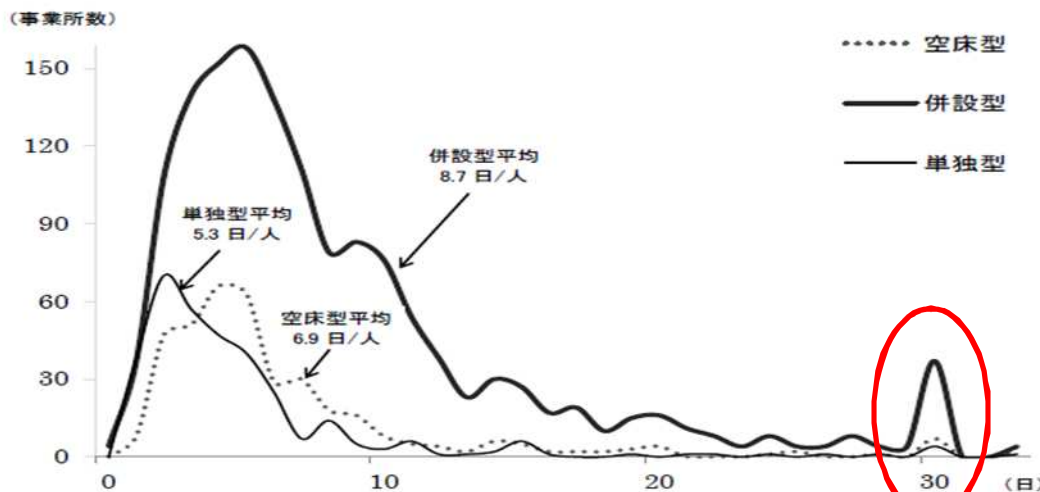


図2-6 1人あたり利用日数別の事業所の分布

(出所) (独) 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園「地域における短期入所（ショートステイ）の利用体制の構築に関する調査について」

<居宅介護における家事援助の利用状況(2014年10月)>

障害支援区分	居宅介護		うち家事援助	
	利用人数(千人)	総費用額(百万円)	利用人数(千人)	総費用額(百万円)
区分1	16	388	14 (88.7%)	286 (74.1%)
区分2	46	1,518	39 (85.4%)	945 (62.3%)
区分3	34	1,820	26 (78.5%)	827 (45.4%)
区分4	16	1,438	10 (64.9%)	388 (27.0%)
区分5	12	1,827	5 (44.9%)	234 (12.8%)
区分6	20	4,432	5 (23.9%)	218 (4.9%)
合計	144	11,422	100 (69.6%)	2,898 (25.4%)

(注) 家事援助の括弧書きは居宅介護の占める割合。
(出所) 国保連データ。

第2章 経済の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

2. 女性活躍、教育再生をはじめとする多様な人材力の発揮

[1] 女性、若者など多様な人材力の発揮

生涯現役社会の実現に向けた高齢者の就労等の支援、障害者等の活躍に向けた農業分野も含めた就労・定着支援、文化芸術活動の振興などその社会参加の支援等に取り組む。

第3章 「経済・財政一体改革」の取組—「経済・財政再生計画(仮称)」

5. 主要分野毎の改革の基本方針と重要課題

[1] 社会保障

(基本的な考え方)

社会保障分野については、社会保障・税一体改革を確実に進めつつ、経済再生と財政健全化及び制度の持続可能性の確保の実現に取り組む、世界に冠たる国民皆保険・皆年金の維持そして次世代へ引き渡すことを目指した改革を行う。

改革に当たっては、国民の納得感を醸成し、その参加の下に改革を進める観点から、インセンティブ改革による多様な主体の行動変化による効率化に取り組むとともに、民間の力を最大限活用して関連市場の拡大を実現することを含め、社会保障関連分野の産業化に向けた取組を進める。

また、①自助を基本に公助・共助を適切に組み合わせた持続可能な国民皆保険、②経済成長と両立する社会保障制度、③人口減少社会に合った公平で効率的な医療等の提供、④健康で生きがいのある社会、⑤公平な負担で支え合う制度という基本理念に基づいて取り組む。

増大していく公的社会保障の給付について、効率化・重点化のための改革を行い、経済再生の取組による社会保障財源の増収と併せ、少なくとも、社会保障における次世代への負担の先送りを拡大させないようにする。

安倍内閣のこれまで3年間の経済再生や改革の成果と合わせ、社会保障関係費の実質的な増加が高齢化による増加分に相当する伸び(1.5兆円程度)となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度(平成30年度)まで継続していくことを目安とし、効率化、予防等や制度改革に取り組む。この点も含め、2020年度(平成32年度)に向けて、社会保障関係費の伸びを、高齢化による増加分と消費税率引上げとあわせ行う充実等に相当する水準におさめることを目指す。